

交渉情報	NO.30	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組信越地方本部	2015年10月13日	添付資料:1枚

2016年用年賀葉書

販売ガイドライン及びインセンティブについて

年賀はがきの販売方針については交渉情報No.12（8/27）、販売指標については交渉情報No.24（9/30）で周知の通りですが、ガイドライン及びインセンティブについては別途としていました。

信越支社内の調整ができたとして、本日（10月13日）「2016年用年賀葉書ガイドライン及びインセンティブ」について地方本部に説明してきたものです。

販売ガイドラインについて、今年度の特徴として、前年未達であったこと及び年賀状の早期差出を促すため12月25日を100%達成のガイドラインとするとしています。

年賀販売のインセンティブの特徴として、年賀指標達成賞として、旧集配センター考慮分による達成率が100%となった場合に、販売枚数×0.1円を措置するとしています。

また、年賀タウン獲得賞として、年賀タウンの獲得件数1件につき、500円を措置するとしています。

地方本部は11月10日のガイドラインについて、多くの郵便局がマイナンバー対応時期と重なるため、ガイドライン達成を理由に、業務に支障が出るような営業指導を行わないよう再度求め、支社から、マイナンバー対応期間中は業務に集中できる体制となるよう指導するとの回答を引き出しました。

交渉情報No.12及び交渉情報No.24でも周知してありますが、支部においては、本部・本社間、地本・支社間で整理した事項を周知するとともに、誤った指導がされている等、問題がある場合は支部・分会対応をするとともに地本へ連絡願います。

【労使対応】 情報提供